生徒のみなさん、保護者の皆様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生活指導部

日常生活のきまり

今年度の生活指導重点項目

○あいさつ　　○時間　　○責任ある行動

～　基本的生活習慣の確立を目指す　～

Ⅰ　基本的生活習慣

①　時間を守る指導

・登校には余裕をもち、７：５０以降に登校し、８：２０から朝読書を開始できるようにする。
・朝礼のある日には、８：２５から開始できるように所定の場所に集合・整列する。
・委員会や部活動のない生徒は下校時間までに下校する。
　➡一般生徒の最終下校時刻　　１６：００（５時間授業時は１５：００）
　➡　部活動の最終下校時刻　　夏期　３月～１０月　　　１８：１５
　　　　　　　　　　　　　　　冬期１１月～　２月　　　１７：４５
・遅刻した場合は、職員室に寄り、遅刻カードを受け取って、各教室へ行く。
・時間で行動し、チャイム始業を守る。
・部活動の再登校は、指示された時間まで北側駐車場内で静かに待機をする。

②　身なりの指導　　　　　　　　➡P.２『身なり』参照

・標準服を正しく着用する。
・登下校の靴は、安全で活動しやすい靴とする。かかとを踏まない。
・上履き、体育館履きの区別をする。足の甲とかかとの部分に記名をする。
・身なりを整える。（頭髪、ピアス、化粧など）

③　ＴＰＯに応じた言葉づかいや礼儀の指導

・基本的なあいさつや礼儀を身に付ける。
・来訪者や目上の人への挨拶を身に付ける。

④　盗難防止の指導　　　　　　　➡P.３『貴重品』『不要物』『携帯電話』参照

・貴重品を持参しない。持参した場合は、朝必ず担任に預ける。
・他人の物を無断で借りない。
・持ち物の記名をきちんとする。
・他の教室に入らない。

⑤　清掃指導

・きれいな教室・校舎・学区を目指し美化への意識を高める。
・清掃活動を通して協力する、奉仕する心を育てる。

⑥　公共物に関する指導

・公共物を大切にする心を育てる。（落書き、破損、紛失など）

2　学校生活を送る上で・・・

『身なり』

《　服　装　》　令和６年度から衣替えはなしとしている。

標準服は以下に示されている物とし、季節に合わせた服装を選ぶこと。健康と快適さ、清潔感のある服装を心がける。
ただし、儀式的行事の際には、ブレザーを着用するものとする。（７，８月は除く）

ブレザー、ワイシャツ又はポロシャツ、標準セーター又は標準ベスト
標準ズボンまたは標準スカート、リボンまたはネクタイ

《体育着登校について》
7・8・9月については、体育着登校を認める。

《　体育のない日　》
体育着または白の無地Ｔシャツ（ワンポイント可）または白の無地ポロシャツ（ワンポイント可）で登校および生活をしても構わない。ただし、部活動 Ｔ シャツ等は認めない。

《　体育のある日　》
体育の授業については体育着とする。
体育の授業後は衛生面を考え、体育着から着替える。その際は標準服または上記の《体育のない日》で指定された上着とします

（１）標準服は学校が指定した正しいものを着用し、変形の着用を禁止する。
　　スカート丈の長さは、立位時にスカートの裾が、膝蓋骨（膝の皿）にかかる長さとする。
（２）ネクタイ、リボンの着用は原則的に必要ないが、行事などで指示されたときには着用する。
（３）ワイシャツ、ポロシャツは白を着用する。シャツを入れる。
　　ポロシャツのワンポイントは認める。（×５センチ程度）
（４）ワイシャツの下に着るアンダーシャツの色は白、ベージュで主たるシャツの色よりも薄いものとする。
（５）靴下の長さは、くるぶしが隠れる物とする。色は特に指定しないが、学校にふさわしいものを着用する。キャラクターが描かれている物、ルーズソックスの着用は禁止する。
（６）女子のタイツは肌色と黒色のみ認める。
（７）ブレザーの上に着る防寒着はＰコート・ダッフルコート・ダウンジャケットなどを基本とし、ジャンバー・ベンチコートなどは禁止する。色は黒・紺・茶・グレーとする。コート・マフラー類は室内では着用しない。部指定の防寒着は部活動以外では着用しない。
（８）下校後や休日、再登校等で登校する場合、標準服または部活着を着用する。

《　頭　髪　》
中学生らしい髪型とする。
頭髪は清潔に保ち、整えられた状態を維持する。髪の長さは、目や口を覆わない程度に保つようにし、髪色は自然な髪色を保つこと。
整髪料の使用はしない。髪留め用のヘアピン、髪ゴムは、黒・紺・茶とし、飾りのないものとし、飾りのないものとする。小さくて派手でないものとする。

《　化　粧　》
化粧はしない。リップやハンドクリームは薬用を目的とし、色や匂いのないものとする。日焼け止めも同様とし「トーンアップ」「ライトアップ」「化粧の下地にも使用できる」等のものは認めない。

『貴重品』

（１）基本的に貴重品（お金等）は持参しない。やむを得ず持参した場合は、朝学活で担任に預けること。

（２）時計は持参しても良いが自己管理とする。主たる機能を時計とし、スマートウォッチなどは認めない。ただし、部活動で必要な場合は顧問の指導の下、許可をする。

『不要物』

授業に不必要と思われる物、校則に違反している物は担任が預かる。その日のうちに保護者に連絡し、保護者に返却をする。

『携帯電話　スマートフォン』

無許可での持ち込みは禁止する。ただし登下校の安全上必要な者については許可証を発行する。登校したら学校で預かるものとする。

※注意事項は次のとおりとする。

○学校到着後、電源を切り、朝学活で担任に預ける。

○緊急時以外に使用した場合は、不要物扱いとして対応する。

○緊急時とは不審者との遭遇、公共交通機関の乱れ、けが・事故、自然災害等を表す。

○許可証は、１年ごとに更新する。

『昼食』（弁当時）

（１）登校途中で昼食を購入するのは良いが、登校後外出して購入しない。ゴミは持ち帰る。

（２）飲み物は水筒に入れて持参する。

（３）ビン、カン、ペットボトル、紙パックは環境問題を考慮して禁止する。

『昼休み』

（１）晴れた日は、校庭で遊ぶことが望ましい。

（２）天候の状況により校庭で遊べないこともある。放送の指示をうける。

（３）テニスコートはコート整備の関係上、原則立ち入り禁止とする。

『休み時間、登下校など』

（１）階段は、他学年の廊下を通らないで移動できる階段を使用すること。

（２）他のクラスに入らないこと。

（３）登校・下校後の寄り道はしないこと。（帰宅後は私服に着替えて外出する）

『自転車通学』

自転車通学は禁止とする。発見したら自転車を学校に引き上げる。保護者に連絡し保護者に引き取ってもらう。

※ここにあげたものが全てではありません。必要に応じて先生方の指示に従ってください。

３　安全指導

１．大地震発生時における八王子市の対応基準について

（１）地震発生時における学校の対応基準について

休日・夜間など、学校活動が行われていない時に、市内で震度６弱以上の地震を観測した場合、地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わないこととする。

（平成２９年６月１日）

<table>
<tr><th colspan="3">地震発生時の臨時休業等判断基準</th><th></th></tr>
<tr><td></td><td>在校中</td><td>休日・夜間など</td><td>避難所（市）</td></tr>
<tr><td>震度５弱</td><td>引渡し
※JR、京王線の一線でも運行停止の場合又は各学校長判断による</td><td rowspan="2">校長判断による
※避難所開設状況や近隣の状況を鑑みて判断</td><td rowspan="2">災害状況により開設する学校がある</td></tr>
<tr><td>震度５強</td><td rowspan="2">全校引渡し</td></tr>
<tr><td>震度６弱以上</td><td>地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わない</td><td>全校開設</td></tr>
</table>

※夜間・休日などの対応については、教育委員会や防災無線、学校ホームページを通じて、情報発信に努める。

（２）その他

基準としては（１）に示した通りだが、震度４以下の地震においても、公共交通機関の状況や余震の状況に応じて、引き渡しや集団下校等の措置をとる場合がある。